

第 6 回ワーキンググループにおける指摘事項等について

平成 2 6 年 1 0 月

「第 6 回商標審査基準ワーキンググループ」における指摘事項及び事務局における現時点の考え方を整理すると以下のとおり。

位置商標

(指摘事項)

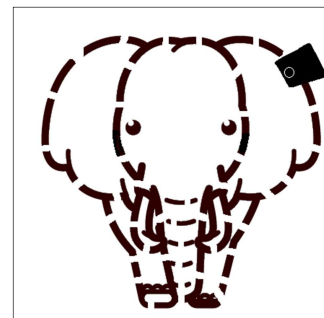
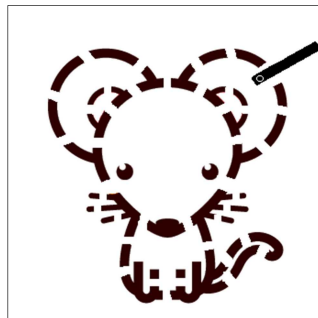
位置商標の類似の範囲どのように考えるのか。特に、商標が付される商品の同一又は類似の範囲をどのように考えるか。

(現時点における事務局の考え方)

位置商標の類否は、商品に付される位置等によって需要者及び取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察することとしてはどうか。

なお、商標が付される商品の類似の範囲を網羅的に記載することは困難であるが、一例として次のとおりとしてはどうか。

◎類似する例（指定商品 2 8 類「動物のぬいぐるみ」）



※枠線は、商標記載欄の枠を表す。

【商標の詳細な説明の例】

本願商標は、うさぎのぬいぐるみの左耳に長方形の黒いタグが付された位置商標である。

本願商標は、ねずみのぬいぐるみの左耳に細長い長方形の黒いタグが付された位置商標である。

本願商標は、ぞうのぬいぐるみの左耳に四角形の黒いタグが付された位置商標である。